

各部会の開催結果

1. 推進部会

開催日：令和元年7月16日（火） 9：00～12：00

会場：木津川市役所第2北別館2階

（1）審議事項

- ① 市民提案型ごみ減量活動等補助金の審査方法について
- ② 市民提案型ごみ減量活動等補助金の審査について

（2）審議結果の概要

市民提案型ごみ減量活動等補助金の申請案件7件（先進的ごみ減量モデル5件、地域内ごみ減量活動2件）を審査した結果、全件について補助金を交付することが適当と判断し、市長へ報告しました。

なお、審査結果の詳細については、令和元年7月16日付け1木ま美第263号「市民提案型ごみ減量活動等補助金申請案件の審査の結果について」のとおりです。

（3）その他の特記事項

本年度の審査において、委員間の採点結果に大きな開きが見られたことから、来年度については、事前に申請案件に関する意見交換等の機会を設け、各申請案件に対する評価の方向性をある程度共有したうえで提案審査を実施する必要があるとの意見があった。

2. 評価部会

開催日：令和元年11月25日（月） 13：30～16：00

会場：木津川市役所第2北別館2階

（1）審議事項《事業改善会議》

- ① 平成30年度収益活用事業の点検・評価・改善について

（2）審議結果の概要

平成30年度から先行実施した財源活用事業3件について、点検及び評価を実施し、全件について現行のとおり継続実施することが適当と判断しました。

ただし、各事業の更なる利用促進に向けた意見が出されたことから、事業を推進する上での改善点として付帯意見を付し、市長へ提言しました。

なお、提言の詳細については、令和元年12月10日付け1木ま美第389号「財源活用事業（先行実施分）の点検及び評価の結果について」のとおりです。

1木ま美第263号
令和元年7月16日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市廃棄物減量等推進審議会
推進部会長 中尾 博

市民提案型ごみ減量活動等補助金申請案件の審査の結果について

令和元年5月27日付け1木ま美第201号にて木津川市廃棄物減量等推進審議会へ諮問された事項のうち、当部会において、審議会から付託を受けた市民提案型ごみ減量活動等補助金申請案件の審査を実施したので、下記のとおり審査の結果を報告します。

記

1. 申請案件に対する審査の結果について

別記様式1「市民提案型ごみ減量活動等補助金審査結果」のとおり。

2. 審査結果の付帯意見について

個別の申請案件に対する当部会の意見については、別記様式1の備考欄に記載したとおりです。

また、「先進的ごみ減量モデル部門」については、補助対象事業の成果を広く周知し、今後の普及に資するとともに、補助対象事業の効果を市民が検証できる機会を提供するため、来年度5月を目途に市が「成果報告会（仮称）」を開催することとし、申請者の出席を求める。

3. 地域型ふれあい収集事業の審査について

同事業については、対象者が隨時に発生する可能性があることから、市は、隨時に申請を受け付けたうえ、次の4つの要件を確認し、すべての要件を満たす場合は早急に交付を決定するとともに、次年度に審議会へ交付実績を報告すること。

- ① 実施主体が対象者の生活実態を確認し、ごみ出しが困難と確認していること。
- ② 対象者がふれあい収集を必要と（希望）していること。
- ③ 繙続性が見込まれる実施主体であること。
- ④ 実施主体において、ふれあい収集の実施に必要な協力者（体制）が確保されていること。

別記様式 1

1. 「先進的ごみ減量モデル部門」の審査結果

受付番号	事業名	評価(得点)	審査区分	備考(意見等)
1	「子ども」と「食」と「SDGs」	6 8	採択	
2	生ごみ堆肥化	6 5	採択	
3	もってけドロボー蚤の市	6 8	採択	
4	未来への第一歩 使い捨てない暮らし方へ	6 2	採択	
5	給食残渣の活用から目指す！食品ロスの削減と再資源化	7 4	採択	

2. 「地域内ごみ減量等活動部門」の審査結果

受付番号	事業名	評価(得点)	審査区分	備考(意見等)
1	手仕事でリサイクル	5 9	採択	
2	環境施設のバス見学会	5 6	採択	来年度以降、当補助金の対象とせず、市による直接実施を検討すること。

【審査区分の凡例】

「先進的ごみ減量モデル」		
審査区分	基 準	審査結果の意味
優先採択	80点以上	必要額を交付するべきである。
採 択	50点以上80点未満	上限額（30万円）の範囲内で交付することが適当である。
不採択	50点未満	交付することは適当でない。

「地域内ごみ減量等活動」		
審査区分	基 準	審査結果の意味
採 択	50点以上	上限額（10万円）の範囲内で交付することが適当である。
不採択	50点未満	交付することは適当でない。

1木ま美第389号
令和元年12月10日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市廃棄物減量等推進審議会
評価部会長 中川 盛雄

財源活用事業（先行実施分）の点検及び評価の結果について

令和元年5月27日付け1木ま美第201号にて木津川市廃棄物減量等推進審議会へ諮問された事項のうち、当部会において、審議会から付託を受けた財源活用事業（先行実施分）の点検及び評価を実施した結果について、下記のとおり報告します。

当部会での点検及び評価の審議において、各委員から出された意見に基づき、当該事業を実施するにあたっての留意事項を取りまとめたので、今後、この趣旨を重視し、更に有効な施策となるよう取り組まれたい。

記

1 点検及び評価の結果

（1）事業番号1：防鳥用ネット無償貸与事業

現行のとおり進めることが望ましい。

（2）事業番号2：ごみ集積容器整備等補助金事業

現行のとおり進めることが望ましい。

（3）事業番号3：不法投棄等監視カメラ貸与事業

現行のとおり進めることが望ましい。

2 留意事項

点検及び評価結果については、上記”1”のとおりであるが、各事業の実施に際して次に掲げる付帯意見について、留意されたい。

（1）事業番号1：防鳥用ネット無償貸与事業

利用実績が少ないことから、本事業の周知が十分でないことが懸念される。自治会等に対して市職員の積極的な働きかけや、ごみ収集時における鳥等によるごみの散乱状況などの情報も活用し、本事業を展開する重点地域等を設定するなど検討されたい。

なお、本事業については、近年、地球規模での課題となっている海洋プラスチック対策の観点からも必要性が高い事業であることから、本事業の重要性や本事業を通じて海洋プラスチック問題について、啓発を図られたい。

(2) 事業番号2：ごみ集積容器整備等補助金事業

事業番号1と同様に、自治会等に対して市職員の積極的な働きかけが必要と考える。事業の啓発にあたっては、活用事例を写真で紹介するなど、事業の内容と効果がより伝わるよう工夫されたい。

(3) 事業番号3：不法投棄等監視カメラ貸与事業

本事業については、ごみ集積場所への不法投棄などに困っている地元住民にとっては、その抑止効果や課題解決が期待されるものである。

その一方で、プライバシーの保護について、十分に配慮することが必要であることから、監視カメラに保存された映像・画像データについて、適切に取扱い、本事業の効果及び成果を把握し、事業の改善点についても、検討されたい。

3 今後にあたっての提言

当該事業については、昨年度から実施した事業であるので、その事業効果などについては、引き続き、検証することが必要であると考える。

当該事業の効果及び成果について、本審議会委員が共有するため、定期的に報告をされたい。

以上。